

○国土交通省告示第四百六十四号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十一の二第四項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣 北側 一雄

租税特別措置法施行規則第十九条の十一の二第四項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の二第一項の規定の適用を受けようとする居住者が耐震改修を行った家屋が同項の計画の区域内にあること、当該家屋において同項の耐震改修が行われたこと及び当該耐震改修の費用の額を、当該計画を作成した地方公共団体の長が別表の書式により証する書類とする。

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

別表

## 住宅耐震改修証明申請書

申請者 住所  
電話  
氏名 印  
家屋の所在地

上記家屋に係る耐震改修が完了した日  
年 月 日

上記家屋が（１）及び（２）の要件を満たすこと並びに当該家屋に係る耐震改修の費用の額が（３）の額であったことについて証明願います。

(1)	租税特別措置法施行規則第19条の11の2第1項、第2項又は第3項で定める要件を満たす住宅の耐震改修の事業に関する事項の定めがある右の計画の区域内にある家屋であること	(イ) 地域住宅計画 (地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第6条第1項)
		(ロ) 都道府県耐震改修促進計画 (建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第1項)
		(ハ) 住宅耐震改修促進計画（地方公共団体の作成した地域における地震に対する安全を確保するための住宅の耐震改修の促進に関する事業を定めた計画） (租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号)
(2)	租税特別措置法第41条の19の2第1項の耐震改修をした家屋であること	
(3)	租税特別措置法第41条の19の2第1項の耐震改修の費用の額	円

## 住宅耐震改修証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

知事

市長（区長、町長、村長）

印

（用紙 日本工業規格 A4）

備考

- 1 (1) の欄は、(イ)、(ロ) 又は (ハ) のいずれかを○で囲むこと。
- 2 (3) の欄は、共有住宅及びマンションについては、耐震改修の費用の総額のうち、所得税額の特別控除を受けようとする者が負担した費用の額を記載すること。